

次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの設計・構築及び運用・保守業務

意見招請回答一覧

| No. | 文書名   | 別紙番号 | 頁番号   | 項目  | 質問等  | 回答   |
|-----|-------|------|-------|---|--|--|
| 1   | 調達仕様書 |      | 1     | 1.4. 業務・情報システムの概要   | 参考情報として、現行システムにおける、ソースコード数及び、開発言語を明記いただけますでしょうか。<br>もしくは、本資料のNo7のとおり、資料閲覧という形で確認させていただければと存じます。  | 資料閲覧の中で、ソースコード数、開発言語を提示いたします。                  |
| 2   | 調達仕様書 |      | 2~3   | 1.5. 契約期間<br>1.6. 作業スケジュール  | 契約締結日から令和14年3月31日までと記載されていますが、保守・運用の開始は、図3 作業スケジュールで示される各システムのサービスイン時点という認識でよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。                                     |
| 3   | 調達仕様書 |      | 5     | 4. 作業の実施内容に関する事項<br>4.1. 設計・開発実施計画書等の作成<br>(3) プロジェクト管理の実施及び報告<br>ア プロジェクト管理の実施 | 『プロジェクト管理ツール等を共有する提案についても、妨げない。』と記載されていますが、貴センターで利用されている端末には、teams等インストールされていますか。  | インストールされています。                                  |
| 4   | 調達仕様書 |      | 15    | 4. 1 4. 成果物の作成<br>(2) 成果物の納品方法<br>コ   | いずれも、表2ではないでしょうか。  | ご指摘のとおりです。該当箇所の記載を修正します。                       |
| 5   | 調達仕様書 |      | 19    | 5.1. 作業実施体制と役割<br>表4 本業務受注者における作業実施体制の役割  | 「システム設計・開発・保守班リーダー」とありますが、役割における保守の要素を明記していただきたいです。  | いただいたご意見を踏まえ、保守の要素を明記します。                      |
| 6   | 調達仕様書 |      | 23~24 | 8.2. 受注実績   | 「(1) 応札者は、以下の要件を満たすいざれかのシステムの設計・開発の実績を有すること。<br>ア クラウドサービス (AWS/Azure等、ガバメントクラウドの対象サービス) を利用した情報システム<br>イ 官公庁または独立行政法人等の公的機関に係る届出申請受理等の機能を有する基幹系システム<br>ウ 保険・共済分野における契約者向けフロントシステム又は顧客向け業務システム」<br>上記について、本業務を適切に履行するために、複数件の実績があることが好ましいと考えます。<br>修正例：<br>「(1) 応札者は、以下の要件を満たすいざれかのシステムの設計・開発の実績を、5年以内に3件以上有すること。<br>ア クラウドサービス (AWS/Azure等、ガバメントクラウドの対象サービス) を利用した情報システム<br>イ 官公庁または独立行政法人等の公的機関に係る届出申請受理等の機能を有する基幹系システム<br>ウ 保険・共済分野における契約者向けフロントシステム又は顧客向け業務システム」 | いただいたご意見を踏まえ、具体的な実績の条件を追記します。                  |
| 7   | 調達仕様書 |      | 27    | 1 1. 2. 入札公告期間中の資料閲覧等<br>(6) 事業者が閲覧できる資料一覧                                      | 現行システムである保険業務システムの現行成果物（設計・製造・テスト、操作マニュアル、運用・保守に係る各種成果物等）、特にソース（プログラムソースコード）等について、再設計・製造、流用等の十分な検討のため、本公告時に、資料閲覧でなく、電子メディアでの貸与で、十分な機会を与えていただきたいです。   | いただいたご意見を踏まえ、設計書等のドキュメントについては、電子メディアでの貸与を行います。 |

次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの設計・構築及び運用・保守業務

意見招請回答一覧

| No. | 文書名   | 別紙番号 | 頁番号 | 項目  | 質問等  | 回答   |
|-----|-------|------|-----|---|--|--|
| 8   | 要件定義書 | 1    | 全体  | 全体  | 本業務では、現行資産を使用せずにゼロからシステムを刷新するイメージでしょうか。それとも、現行資産を最大限活用した（マイグレーション等を含む）提案を行うことも可能でしょうか。   | 可能となります。   |
| 9   | 要件定義書 | 1    | 15  | 1. 6. 情報システム化の範囲<br>(1) 情報システム化の範囲                  | 『本調達の範囲は、下図の赤枠部分に示す範囲である。』と記載されていますが、図1. 6-1 業務全体概念図に、赤枠が見当たりません。  | 赤枠部分については、図1. 6-2 機能概念図にかかる説明となります。こちらの図にも赤枠が示されておりませんでしたので、修正いたします。<br>なお、図1. 6-1 業務全体概念図に示す範囲は全て調達の対象となります。  |
| 10  | 要件定義書 | 1    | 15  | 1. 7. 業務の継続の方針等<br>(1)システム停止時を想定した業務                | 『業務を継続するために最低限必要となる情報について、紙資料に別途保存すること。』と記載されていますが、保存すべき紙資料の種類、物量が想定できません。印刷、ファイリング、保管スペースなど、準備に係る役務工数を積算したいため、内容について、明示いただけないでしょうか。<br><u>1.7. 業務の継続の方針等</u><br>(1) システム停止時を想定した業務<br>本システムが全面的に利用できなくなった場合でも、業務を継続するために最低限必要となる情報について<br>は、森林保険センターの指示に従い、紙資料に別途保存すること。                          | 検討の結果、システム停止時の業務継続に必要な紙資料の保存は、<br>保険センターで実施することとします。いただいたご意見を踏まえ、本文を修正します。   |
| 11  | 要件定義書 | 1    | 18  | 2.2 画面に関する事項  | 契約者利用システムについては新たに画面を作成するものと認識しておりますが、保険業務システムについては、現行システムの画面をそのまま移行するものと想定していますでしょうか。<br>もし、保険業務システムについても画面の見直し、刷新が必要でしたら、その旨明記いただきたく、お願いいたします。  | ご認識のとおり、契約者利用システムは新たに画面を作成します。<br>保険業務システムでは画面の全面刷新は行いませんが、契約者利用システムの構築や、一部業務の見直しに伴い、画面の追加・画面レイアウト変更を予定しているところとなります。<br>ご意見を踏まえ、保険業務システムの画面の全面刷新の予定はない旨を明記します。 |
| 12  | 要件定義書 | 1    | 29  | 3. 2. システム方式に関する事項<br>(2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件<br>力 | 「利用者がアクセス可能な部分を除き、国外から情報資産へアクセスする場合も日本国外への持ち出しに該当する」という記載について、具体的にどのような懸念点があるのかご教示いただけますでしょうか。<br>また、利用者がアクセス可能な範囲（例えば、被保険者が契約者利用システムにアクセスする場合）は、文章どおり、国外からの接続が可能という認識でよろしいでしょうか。<br>仮に国外からのアクセスをすべて遮断する方針となった場合、利用者の接続元を確認のうえで対応する必要があり、これには大きなコストがかかる可能性があると考えております。そのため、方針についてご確認させていただきたく存じます。 | 森林保険センターの情報資産を、業務従事者が国外から操作・参照する場合に、国内管理を前提とした管理統制が及ばなくなることを懸念しています。<br>なお、契約者利用システムの利用者（ユーザー）は国外からの接続が可能です。   |
| 13  | 要件定義書 | 1    | 30  | 3.2. システム方式に関する事項                                   | ス クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。<br>ISO/IEC 27017:2015 CSマーク（特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの）」<br>上記について、受託者ではなく、クラウドサービス提供ベンダが満たすべき要件という理解でよい<br>か。<br>例：基盤としてAWSを選択した場合は、AWSがこの要件を満たしている必要がある。   | ご認識のとおりです。記載を修正します。  |

次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの設計・構築及び運用・保守業務

意見招請回答一覧

| No. | 文書名   | 別紙番号 | 頁番号  | 項目   | 質問等  | 回答  |
|-----|-------|------|------|--|--|---|
| 14  | 要件定義書 | 1    | 44   | 3.11.情報システム稼働環境に関する事項  | 「ウ 表. 3.11-6 利用ブラウザ（想定）の情報」に関して、動作保証の対象として、Safariが含まれているが、OSにMacは含まれないでしょうか。OSがWindowsのみの場合、SafariのWindowsへのサポートが2012時点で終了しているため、動作保証の対象から除外する形でも問題ないでしょうか。  | Macは含まれておりません。また、ご指摘のあったようにWindows上でSafariを稼働させることは想定しておりません。Safariを記載した趣旨としては、iOSでの稼働を想定したものとなります。<br>いただいたご意見を踏まえ、動作保証の対象について明記します。 |
| 15  | 要件定義書 | 1    | 45   | 3.13.テストに関する事項   | 本番環境、保守環境、開発環境の3つのうち、開発環境については、構築事業者で準備する旨、記載されていますので、本調達では、本番環境と保守環境の範囲のみ、クラウドラギングコストに含めるという解釈でよいでしょうか。   | ご認識のとおりです。  |
| 16  | 要件定義書 | 1    | 54   | 3.16. 教育に関する事項   | (5)教材の作成について、現行システム（保険業務システム）の業務マニュアルおよびシステムマニュアルは存在しますでしょうか。  | 業務マニュアル、システムマニュアルに類する資料はあります。   |
| 17  | 要件定義書 | 1    | 57   | 3.18. 保守に関する事項   | 「運用・保守の期間中に、利用者からの要望対応、環境変化への対応等の目的で軽微な改修を行う。年間合計3人月程度の作業を見込む。」<br>上記について、3人月を大きく上回るような対応が必要となった場合は、別途契約等をしていただけますのでしょうか。  | 別途契約する予定です。   |
| 18  | 別紙    | 1-1  | 9    | 業務フロー(引受)<br>申込書の内容確認の連絡受領 MPG201・202                                | 画面IDが記載されていますが、オレンジの枠ではありません。枠の色の違いを凡例として明記していただきたいです。   | 凡例を追加いたします。   |
| 19  | 別紙    | 1-3  | 2    | 業務フロー(審査)<br>凡例  | 本業務フローには凡例がありますが、これは、他の業務フローにも当てはまる内容であるという認識でよいでしょうか。   | ご認識のとおりです。他の業務フローについても凡例を追加いたします。   |
| 20  | 別紙    | 1-4  |      | 機能一覧<br>No.18、19   | 使用画面に「日次パッチ」とありますが、現行システムでのパッチ数が把握できる資料はありますか。   | パッチ数を把握できるドキュメントはあります。資料閲覧の対象とします。  |
| 21  | 別紙    | 1-5  | 全体   | 全体   | 委託先とは、森林組合連合会および、森林組合を示しているという理解でよろしいでしょうか。  | 委託先とは、各道府県の森林組合連合会と、東京都森林組合と大阪府森林組合、中はりま森林組合が該当します。   |
| 22  | 別紙    | 1-5  | 1,2~ | 別紙1-5_本システムにおける施策  | 表紙のタイトルと本文内のヘッダ部の文言が異なっています。<br><u>別紙1-5 次期システムにおける施策</u>  | ご指摘のとおり、表紙タイトルとヘッダ文言に齟齬がございました。<br>なお、本調達時にはより詳細な説明や、図を含む内容をいたしました。   |
| 23  | 別紙    | 1-5  | 8    | 2. 現行業務における主な課題と次期システムの施策<br>(2) 次期システムの施策<br>表の項番18 事業成長・顧客エンゲージメント | 【課題】と次期システム導入の実施施策欄にて、『データ活用に関するソフトウェアは次期システムの調達範囲外』と記載されていますが、システム化するにあたり、同時に検討・具備したほうが、システム親和性等含めて効率的と考えますが、あえて【調達外】と明示されている意図をご教示願います。<br>特に調達外とすべき妥当な事由がないのであれば、本業務の調達の中で、加味したほうがよいでは、ないでしょうか。 | 別紙1-5 項番18については、あくまで現状の課題として記載したものとなります。データ活用に関しては、分析の企画業務から見直す必要があると判断したため、調達対象外としております。   |
| 24  | 要件定義書 | 1    | 3    | 1.<br>1.1<br>(1)   | 「原則として現行の保険業務システムが対象とする業務範囲を踏襲する。」について、現行システムを再利用する認識でしょうか。<br>(現行システム再利用する前提の場合は、実質現行システムの改修となる認識となるため、調達は分けたほうが良いと考えております。)  | クラウドへの移行が発生するため、現行システムをそのまま再利用することになりません。ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。  |

次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの設計・構築及び運用・保守業務

意見招請回答一覧

| No. | 文書名   | 別紙番号 | 頁番号 | 項目                    | 質問等   | 回答   |
|-----|-------|------|-----|-----------------------|---|--|
| 25  | 要件定義書 | 1    | 38  | 3.<br>3.9<br>(2)<br>工 | データの隔地保管について「別リージョンのオフサイトに隔地保管すること。」は国内の別リージョンという認識でよろしいでしょうか。  | ご認識のとおり、国内の別リージョンとなります。  |
| 26  | 調達仕様書 |      | 14  | 4.<br>4.14            | 受入テストの受託者側の支援について、どのような内容を想定されていますでしょうか。  | 別紙1 要件定義書 47頁をご確認ください。   |
| 27  | 調達仕様書 |      | 18  | 5.<br>5.3             | 作業場所（設計構築期間、運用期間）において、作業場所の指定はございますか。   | 作業場所の指定はありませんが、情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様を順守いただくようお願いします。   |
| 28  | 調達仕様書 |      | 23  | 8.<br>8.1<br>(2)<br>工 | クラウド基盤を利用するため、「JIS Q 27017」も記載が必要と考えます。   | 要件定義書に該当資格の記載がありますが、調達仕様書にも明記します。  |
| 29  | 調達仕様書 |      | 23  | 8.<br>8.1<br>(2)<br>ウ | 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。<br>の以下とは「工」、「オ」、「カ」に該当するのでしょうか。   | 「ア」もしくは「イ」、かつ「工」「オ」「カ」のいずれかに該当することが条件になります。いただいたご意見を踏まえ、記載を修正します。  |
| 30  | 調達仕様書 |      | 24  | 9.<br>9.1<br>(1)      | 「本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。」と記載されていますが、「8.3 複数事業者による共同入札」に記載の共同入札とした場合は該当しない認識で良いか。<br>例えば、基盤部分をA社、開発部分をB社といった分担とした場合に該当するかどうか。                                    | ご認識のとおりです。   |
| 31  | 調達仕様書 |      | -   | -                     | 参考資料の提示依頼に追加要件としてありましたチャットボットについて、ユーザが一般の人も利用するシステムとなるので、チャットボットも導入した方がよいのではないかでしょうか。   | 契約者利用システムにおいてチャットボットを導入します。チャットボットに求める要件については、別紙1-4 契約者利用システムに記載しております。  |
| 32  | 要件定義書 | 1    | 37  | 3.<br>3.9             | 目標復旧時間（RTO）の以下について、もう少し具体的な障害内容の定義を教えて欲しい。<br>例えば、サービスなどの単一障害の場合は「2時間以内」、複数サービスの障害は「重大障害時は、1営業日以内」などを確認させて頂きたい。<br><br>・ 2時間以内<br>・ 重大障害時は、1営業日以内<br>・ 運用回避が可能な障害時は 20営業日以内 | いただいたご意見を踏まえ明記します。現時点では以下のとおりとなります。<br>「緊急障害時 2時間以内」・・・システムを構成する単一のコンポーネントまたは単一の要素の障害に起因し、契約者利用システムまたは保険業務システムのいずれか一方の Web サイトが利用不可能となる事象に該当。<br><br>「重大障害時 1営業日以内」・・・複数の独立した構成要素に跨る障害、または一障害が連鎖的に波及することにより、契約者利用システムまたは保険業務システムのいずれかの Web サイトが利用不可能となる事象に該当。<br><br>「運用回避が可能な障害時 20営業日以内」・・・システム環境上でエラー等の障害を検知したものの、システム基盤の稼働やシステムユーザーへの影響がない事象に該当。 |
| 33  | 要件定義書 | 1    | 47  | 3.<br>3.14<br>表3.14-1 | 移行データの準備・提供については、現行システム運用・保守事業者の費用負担のもと実施する認識でよろしいでしょうか。その場合費用負担に関する記載を追記願います。  | 認識のとおりです。いただいたご意見を踏まえ明記します。  |

## 次期森林保険業務システム及び契約者利用システムの設計・構築及び運用・保守業務

## 意見招請回答一覧

| No. | 文書名            | 別紙番号  | 頁番号   | 項目            | 質問等  | 回答   |
|-----|----------------|-------|-------|---------------|--|--|
| 34  | 調達仕様書（案） 設計・構築 |       | 11    | 4.7 移行        | 【移行データについて】<br>移行設計時に、現行の本番環境および保守環境への接続が必要になると想定されます。また、セキュリティの観点から、移行データについては受託者の環境ではなく、現行の環境でデータ加工を行い、新環境へデータを移行するのが適切であると考えられます。そのため、現行の本番環境、保守環境への接続のためにVPN等で接続が必要であること、接続用の専用端末を用意する必要があることを明記いただきたいです。また、必要があれば接続する場所のセキュリティレベル（監視カメラの有無や制限された区域であること等）を明記いただきたいです。 | 原則として、加工、整形前の移行データの提供は現行業者が行い、提供された移行データの加工、整形は新システムでの環境下で受託者が行うことを予定しております。また、現行の本番環境、保守環境への接続のために回線の敷設（VPN接続等の検討含めた新システム環境と現行システム環境間の接続）が必要な場合は、現行業者での対応を予定しております。<br>なお、移行に関わらず新システムに接続する場所のセキュリティレベルに関してははいだいたご意見を踏まえ、明記します。 |
| 35  | 要件定義書          | 1     | 56~57 | 3.17 運用に関する事項 | 【サポートディスクおよびヘルプデスクについて】<br>サポートデスクおよびヘルプデスクについて、専用の電話番号を受託者側で用意する旨を明記いただきたいです。また、「別紙1-7 契約者利用システム 画面イメージ」ではフリーダイヤルを想定しているように見受けられるため、フリーダイヤルであることも明記いただきたいです。  | 専用電話、フリーダイヤルとするかは応札業者の提案の範疇とするため、原文のままとします。<br>なお、別紙1-7は要件定義書に記載したとおり、画面表示イメージに記載されている内容は、画面イメージ、デザインの方向性を明確化するための便宜的な表現であることに留意ください。画面レイアウト、画面遷移は、設計工程にて確定するものです。   |
| 36  | 別紙             | 1 - 4 | 8     | 債権管理          | 「債権管理簿・徴収整理簿」と記載があるが、他一覧上では見当たらない機能のため、ご確認いただきたいです。  | 該当の帳票名は削除いたします。  |
| 37  | 別紙             | 1 - 4 | 21    | 契約者利用システム     | 保険業務システムでは一部外字を利用しているように見えますが、契約者利用システムでの外字利用有無を明記いただきたいです。  | 契約者利用システムでは外字の利用は想定しておりません。いただいたご意見を踏まえ明記します。  |
| 38  | 要件定義書          | 1     | 48    | 3.14 移行に関する事項 | 移行時に移行データに対してツールを使って整形等が必要になることから、受託者が◎で保守業者が△になると考えられます。  | 移行データ準備・提供の主体者は現行システムの運用・保守業者になります。ここでいう移行データは、整形前のデータとなります。<br>いただいたご意見を踏まえ検討の結果、原文のままとします。<br>なお、提供された移行データを新システムに整形するのは、ご認識のとおり、本システムの設計・開発事業者（受託者）の役務となります。  |